

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成30年12月20日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	13件
厚生年金保険関係	13件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800095号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800080号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成19年4月1日から平成21年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成19年4月から平成20年12月までは18万円を24万円、平成21年1月から同年8月までは18万円を26万円とする。  
平成19年4月1日から平成21年9月1日までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る平成19年4月1日から平成21年9月1日までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成19年9月1日から平成20年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成19年9月から平成20年8月までは26万円とする。  
平成19年9月1日から平成20年9月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 請求者のA社における標準賞与額を、平成17年12月31日は22万4,000円、平成21年8月13日は23万5,000円、同年12月29日は24万円、平成22年8月13日及び同年12月30日は22万円、平成23年8月12日及び同年12月30日は18万円、平成24年8月31日は15万円、同年12月28日は20万円に訂正することが必要である。  
平成17年12月31日、平成21年8月13日、同年12月29日、平成22年8月13日、同年12月30日、平成23年8月12日、同年12月30日、平成24年8月31日及び同年12月28日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主が請求者に係る平成17年12月31日、平成21年8月13日、同年12月29日、平成22年8月13日、同年12月30日、平成23年8月12日、同年12月30日、平成24年8月31日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 4 請求者のA社における平成17年12月31日の標準賞与額については23万円に訂正することが必要である。  
平成17年12月31日の訂正後の標準賞与額(上記第1の3の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 5 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

## 2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成19年4月1日から平成21年9月1日まで
- ② 平成17年12月頃
  - ③ 平成18年8月11日
  - ④ 平成18年12月28日
  - ⑤ 平成19年8月13日
  - ⑥ 平成19年12月28日
  - ⑦ 平成20年9月2日
  - ⑧ 平成20年12月30日
  - ⑨ 平成21年8月13日
  - ⑩ 平成21年12月29日
  - ⑪ 平成22年8月13日
  - ⑫ 平成22年12月30日
  - ⑬ 平成23年8月12日
  - ⑭ 平成23年12月30日
  - ⑮ 平成24年8月31日
  - ⑯ 平成24年12月28日
  - ⑰ 平成25年8月30日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①について、標準報酬月額が本来よりも低く記録されている。

また、請求期間②から⑰までの各期間において、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の標準賞与額として認めてほしい。

なお、保険給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、事業主が本来届け出るべき正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給与明細書及び給与明細一覧（以下「給与明細書等」という。）、A社の元同僚から提出された給与明細書並びに事業主の回答により、請求者が、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年4月から平成20年12月までの期間は24万円、平成21年1月から同年8月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、年金事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届に記載された報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主からオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額が届出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者は、保険給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、標準報酬月額の記録を実際の給与額に見合う額に訂正することを求めているところ、請求期間①のうち、平成19年9月1日から平成20年9月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書等により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①のうち、平成19年9月1日から平成20年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額から、26万円に訂正することが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額（上記第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②及び⑨から⑯までの各期間について、請求者から提出されたA社における平成17年下期賞与及び平成24年冬季賞与に係る明細書（以下「賞与明細書」という。）、当該各期間に係る取引明細証明書、事業主及び元同僚の回答又は陳述により、請求者は、当該各期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②及び⑨から⑯までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は22万4,000円、請求期間⑨は23万5,000円、請求期間⑩は24万円、請求期間⑪及び⑫は22万円、請求期間⑬及び⑭は18万円、請求期間⑮は15万円並びに請求期間⑯は20万円とすることが妥当である。

また、請求期間②に係る賞与の支給年月日については、元同僚の陳述から、平成17年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②及び⑨から⑯までの各期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間②について、請求者は、保険給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、実際の賞与額に見合う標準賞与額に訂正することを求めているところ、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記第3の3の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額を23万円とすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準賞与額（上記第3の3の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

5 請求期間③から⑧までの各期間及び⑰について、前述の取引明細証明書、A社の事業主及び元同僚の陳述により、請求者が当該各期間に同社から賞与の支払を受けていたことがうかがえる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正するためには、請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を特定することが必要である。

しかしながら、商業登記の記録によると、A社は既に破産しており、事業主は請求者の請求期間③から⑧までの各期間及び⑰に係る賞与の支給及び厚生年金保険料控除について、資料がなく不明である旨回答又は陳述している上、同社の破産管財人代理は、同社に係る請求期間当時の資料は保管していない旨陳述している。

また、請求者から提出された賞与明細書並びに事業主及び元同僚の陳述により、請求期間当時のA社における賞与額は万円単位であったことがうかがえるところ、前述の取引明細証明書における請求期間③から⑧までの各期間及び⑰に係る振込額から算出される賞与額は、万円単位とならない上、当該各期間に係る賞与明細書を保管している同僚がいないことから、請求者の当該各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求期間③から⑧までの各期間及び⑰について、賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間③から⑧までの各期間及び⑰について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800493号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800081号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年6月24日は78万5,000円及び同年12月5日は3万4,000円とすることが必要である。

平成23年6月24日及び同年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月24日  
② 平成23年12月5日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とされない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間①において標準賞与額78万5,000円及び請求期間②において標準賞与額3万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年\*月\*日から平成24年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は78万5,000円及び請求期間②は3万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800494号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800082号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年12月5日は50万6,000円、平成26年6月25日は53万2,000円及び同年12月5日は26万円とすることが必要である。

平成24年12月5日、平成26年6月25日及び同年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和62年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月5日  
② 平成26年6月25日  
③ 平成26年12月5日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間①において標準賞与額50万6,000円、請求期間②において標準賞与額53万2,000円及び請求期間③において標準賞与額26万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成25年\*月\*日までの期間及び平成26年\*月\*日から平成27年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生

年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳から、請求期間①は50万6,000円、請求期間②は53万2,000円及び請求期間③は26万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800495号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800083号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成19年12月5日は52万円、平成20年6月25日は6万6,000円及び平成26年6月25日は18万6,000円とすることが必要である。

平成19年12月5日、平成20年6月25日及び平成26年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月5日  
② 平成20年6月25日  
③ 平成26年6月25日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間①において標準賞与額52万円、請求期間②において標準賞与額6万6,000円及び請求期間③において標準賞与額18万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成19年\*月\*日から平成20年\*月\*日までの期間及び平成26年\*月\*日から平成27年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は52万円、請求期間②は6万6,000円及び請求期間③は18万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800496号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800084号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成26年6月25日は54万6,000円及び同年12月5日は17万7,000円とすることが必要である。

平成26年6月25日及び同年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和62年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年6月25日  
② 平成26年12月5日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間①において標準賞与額54万6,000円及び請求期間②において標準賞与額17万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年\*月\*日から平成27年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は54万6,000円及び請求期間②は17万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800497号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800085号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年12月5日の標準賞与額に係る記録を31万9,000円とすることが必要である。

平成19年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月5日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間において標準賞与額31万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成19年\*月\*日から平成20年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から31万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800498号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800086号

## 第1 結論

請求者のA社における平成22年12月3日の標準賞与額に係る記録を88万4,000円とすることが必要である。

平成22年12月3日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月3日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額88万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年\*月\*日から平成23年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から88万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800499号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800087号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年12月5日の標準賞与額に係る記録を55万9,000円とすることが必要である。

平成19年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月5日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間において標準賞与額55万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成19年\*月\*日から平成20年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から55万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800410号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800088号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年1月11日から同年2月11日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和56年1月11日から同年2月11日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和56年1月11日から同年2月11日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年1月11日から同年2月11日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格喪失年月日が、昭和56年1月11日と記録されているが、同社には同年2月10日まで勤務したため、被保険者資格喪失年月日を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された厚生年金基金脱退一時金給付決定通知書、雇用保険の記録、B社から提出された請求者に係る退職届及び同社の回答から判断すると、請求者が、請求期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録における請求者の昭和55年12月の厚生年金保険の記録等から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行っただとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800411号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800090号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年12月15日の標準賞与額に係る記録を18万8,000円とすることが必要である。

平成18年12月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月15日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与支給明細書により、請求者が、請求期間において標準賞与額18万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、日本年金機構が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、A社は、請求期間当時、社会保険事務所(当時)に対し、請求者を含む485人の厚生年金保険被保険者に平成18年12月15日に賞与を支払った旨の届出を行ったことが認められるが、当該賞与支払届を見ると、請求者の欄には、氏名の上に(育休中)と記載された上、賞与額欄に横線が引かれていることが確認できるところ、同機構は、請求者の請求期間に係る標準賞与額が決定されていない理由について、請求期間当時の社会保険事務所担当者が当該賞与支払届の入力処理を失念した又は育児休業期間中の賞与は登録不要であると誤って賞与額を抹消したと史料される旨回答している。

一方、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、平成30年9月に改めて提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、オンライン記録において、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成18年\*月\*日から平成19年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書から18万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800438号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800091号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成26年12月5日は61万円及び平成27年6月25日は16万3,000円とすることが必要である。

平成26年12月5日及び平成27年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和63年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月5日  
② 平成27年6月25日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間①において標準賞与額61万円及び請求期間②において標準賞与額16万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年\*月\*日から平成27年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年\*月\*日から同年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は61万円及び請求期間②は16万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800439号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800092号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成27年6月25日は128万4,000円及び同年12月4日は18万9,000円とすることが必要である。

平成27年6月25日及び同年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年6月25日  
② 平成27年12月4日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間①において標準賞与額128万4,000円及び請求期間②において標準賞与額18万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年\*月\*日から同年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年\*月\*日から平成28年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は128万4,000円及び請求期間②は18万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800508号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800093号

## 第1 結論

請求者のA社における平成27年12月4日の標準賞与額に係る記録を53万4,000円とすることが必要である。

平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和63年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月4日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額53万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年\*月\*日から同年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、53万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800407号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800036号

## 第1 結論

昭和53年\*月から昭和59年3月までの請求期間及び平成5年12月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成4年7月から平成5年11月までの請求期間については、国民年金第3号被保険者期間であり、国民年金第1号被保険者として国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年\*月から昭和59年3月まで  
② 平成4年7月から平成5年11月まで  
③ 平成5年12月から平成6年3月まで

私は60歳を迎える前に、年金受給についての相談のため、年金事務所へ赴くと、請求期間①及び③に係る国民年金保険料が未納となっていること、また請求期間②に係る当該保険料が元夫により納付したことになることを聞かされた。

しかし、請求期間①の国民年金保険料は、私が20歳を迎えた昭和53年の\*月又は\*月頃に、私の両親が私の国民年金の加入手続を行い、父名義の口座から納付していたので未納であるはずがない。

また、私は、昭和60年10月の結婚の間際に、口座振替の手続を行い、以降は私名義の口座から振替で国民年金保険料を納付していた。昭和63年に離婚したが、それ以降も私名義の口座で納付しており、請求期間②及び③に係る年金記録はおかしい。

請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金加入手続について、A県B市の国民年金記号番号払出簿を見ると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、昭和58年11月に払い出されており、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得受付欄には、昭和58年11月17日の日付が確認できることから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に行われたと推認でき、当該加入手続時期(昭和58年11月)は、請求者が陳述する加入手続時期と符合しない。

また、上記被保険者名簿により、請求者は、20歳に到達した昭和53年\*月\*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと考えられるところ、上記加入手続時期(昭和58年11月)において、請求期間①のうち昭和53年\*月から昭和56年9月までの国民年金保険料は、国民年金法の時効に関する規定により、納付することができない。

さらに、請求者に対する別の記号番号の払出の有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳

検索システム)により、B市において、請求期間①に払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、請求期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について関与しておらず、これらを行ったとする請求者の両親は既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

このほか、請求者の両親が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間①について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

請求期間②について、請求者は、昭和63年に離婚したと陳述しているが、改製原戸籍によると、離婚調停が成立したのは平成5年12月であることが確認できる上、オンライン記録によると、請求期間②において、請求者の元夫は厚生年金保険被保険者であり、請求者は元夫の被扶養配偶者として国民年金第3号被保険者と記録されていることから、請求期間②については、国民年金第1号被保険者として国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、郵便局及びC銀行以外の口座を開設しておらず、C銀行の請求者名義の口座から国民年金保険料を口座振替により納付した旨陳述しているが、オンライン記録によると、請求者は、平成4年7月1日に国民年金第3号被保険者の資格取得により、国民年金保険料を納付することができないことから、当該資格取得時点において既に納付されていた平成4年7月分の国民年金保険料をD銀行の請求者名義の口座に還付されていることが確認できる。

請求期間③について、オンライン記録によると、請求期間③直前の請求期間②は国民年金第3号被保険者と記録されていることから、請求期間③に係る国民年金保険料を口座振替するためには、改めて口座振替の手続が必要であると考えられるが、請求者は、婚姻前に一度、口座振替の手続を行ったのみであり、C銀行の請求者名義の口座から国民年金保険料を納付した旨陳述している。

また、オンライン記録によると、請求期間③直後の平成6年4月から同年12月までの国民年金保険料については、2か月分、3か月分又は4か月分とまとめて納付していること、及び平成7年1月分の国民年金保険料については、平成8年9月3日に過年度納付していることがそれぞれ確認できることから、請求者の陳述と符合せず、請求期間③の国民年金保険料を口座振替により納付していたとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間②及び③について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の両親及び請求者が、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800353号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800037号

## 第1 結論

平成10年7月から同年12月までの請求期間及び平成13年1月から同年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成10年7月から同年12月まで  
② 平成13年1月から同年5月まで

請求期間①について、平成10年7月にA社を退職してまもなく、私か母のいずれかが、以前に勤務した事業所からもらった青色の年金手帳を持参の上、B市役所C支所の窓口で国民年金の加入手続を行った。当該期間の国民年金保険料は、その後送付された納付書を使って、私か母がD郵便局から毎月1万円あまりを納付した。

請求期間②について、平成13年1月にE事業所を退職する際に、同事業所の事務担当者から、退職後の国民年金保険料を前納できると聞き、半年分の国民年金保険料の一括納付を同担当者をお願いした。当該期間の国民年金保険料として、最後の給料から7万円程度が控除され、後に同担当者から半年分の国民年金保険料の納付が完了したとの報告を受けたことを記憶している。

請求期間①及び②の国民年金保険料を納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社を退職してまもなく、B市役所C支所において国民年金の加入手続を行い、その後送付された納付書を使って請求期間①の国民年金保険料を毎月納付した旨主張している。

しかしながら、請求者が国民年金の加入手続を行ったとするB市役所C支所について、B市は、平成10年当時、Cには出張所等が存在していない旨回答しており、同支所の窓口で加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①後の平成11年1月25日時点において、請求期間①に係る国民年金の加入手続等が行われていなかったことから、国民年金被保険者資格の届出勧奨の対象者とされており、国民年金第1号被保険者資格の取得日に係る入力処理日(平成11年4月2日)を踏まえると、当該入力処理時点までは、請求期間①は未加入期間であり、請求者は当該期間に係る国民年金保険料について、毎月納付することができなかったものと考えられる。

2 請求期間②について、請求者は、E事業所を退職する際に、同事業所の事務担当者から国民年金保険料を前納できると聞き、半年分の国民年金保険料の一括納付を同担当者へ依頼し、当該国民年金保険料として最後の給料から7万円程度が控除された旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②後の平成13年9月20日時点において、請求期間②に係る国民年金の加入手続等が行われていなかったことから、国

民年金被保険者資格の届出勧奨の対象者とされており、国民年金第1号被保険者資格の取得日に係る入力処理日（平成13年11月1日）を踏まえると、当該入力処理時点までは、請求期間②は未加入期間であり、請求者は当該期間に係る国民年金保険料について、前納及び現年度納付できなかつたものと考えられる。

また、請求者は、E事業所を退職後1か月も経たない頃に、同事業所の事務担当者から請求期間②の国民年金保険料の納付が完了したとして領収証をもらったように思う旨陳述しているところ、請求者が同事業所を退職した平成13年1月又はその翌月である2月において、制度上、前納及び現年度納付が可能な国民年金保険料は、平成12年度分である平成13年3月までの最大3か月分となることから、請求者の請求期間②に係る国民年金保険料が、同事業所退職時に事務担当者により一括納付されたとは考え難い。

- 3 請求期間①及び②について、B市の担当者は、請求者に係る国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨陳述している上、請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることから、複数の請求期間に係る年金記録が欠落する可能性は低いものと考えられる。

このほか、請求期間①及び②について、請求者等が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該各期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800207号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800038号

## 第1 結論

昭和54年\*月から昭和57年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年\*月から昭和57年4月まで

母の遺品から私の年金手帳一冊と国民年金領収証書が数枚見付かった。母からは、私が国民年金に加入していたと聞かされており、それならば、母は私が20歳の時から国民年金保険料を納付していたと思うが、国民年金の保険料納付記録がない。還付されたことも確認できないので、請求期間について、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

### 1 請求者から提出されたA県B市の国民年金領収証書により、請求期間のうち、昭和56年4月、同年5月、同年7月から同年12月までの各月及び昭和57年4月(以下「領収証書のある月」という。)に係る国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間のうち、昭和54年4月以降において、C共済組合の組合員であり、領収証書のある月の国民年金保険料が納付された場合には、当該保険料は還付されることになるところ、請求者の国民年金保険料が還付されているか否かについて、日本年金機構は、「国民年金保険料の還付整理簿を保管していない。」旨回答しており、請求者に対して国民年金保険料が還付された事実は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、領収証書のある月に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、請求期間のうち、領収証書のある月については、前述のとおり、請求者はC共済組合の組合員であり、当時の国民年金法において、当該組合員は国民年金の被保険者としないう旨規定されていることから、国民年金保険料の納付済期間に訂正することはできない。

### 2 請求期間のうち、昭和54年\*月から昭和56年3月までの各月、同年6月及び昭和57年1月から同年3月までの各月(以下「領収証書のない月」という。)について、請求者は国民年金領収証書を保管していないとしているところ、請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者から国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述は得られない上、請求者の国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の具体的な納付状況等を確認することができない。

また、請求者の国民年金保険料の納付について、B市は、「保管している資料はなく、請求者に係る国民年金の記録は確認できない。」旨回答しており、請求期間のうち、領収証書のない月について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがえる回答は得られない。

さらに、請求期間のうち、領収証書のない月について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、このほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、領収証書のない月に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800360号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800039号

## 第1 結論

昭和47年4月頃から昭和63年4月頃までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年4月頃から昭和63年4月頃まで

手続方法等は覚えていないが、昭和47年4月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間に、国民年金保険料をA県B町役場(当時)の窓口で、数十回納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和47年4月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料をB町役場の窓口で納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、住所地の市町村において、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出される必要があるところ、記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求者の請求期間当時の住所地であるB町において、請求期間に払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない。

また、請求期間は昭和47年4月頃から昭和63年4月頃までであり、これほどの長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800358号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800079号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成3年3月頃から同年8月頃まで  
② 平成3年10月頃から同年11月頃まで  
③ 平成10年4月頃から平成11年3月頃まで  
④ 平成12年4月頃から平成13年3月頃まで

厚生年金保険の記録では、F事業所に勤務した請求期間①、C社に勤務した請求期間②、D社に勤務した請求期間③及びE社に勤務した請求期間④に係る厚生年金保険の被保険者記録がいずれも無い。

請求期間①から④までについて、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が勤務したとするF事業所は、請求者が記憶する所在地等から、A事業所であると考えられる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求対象事業所に勤務していたことに加え、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされている。

しかしながら、A事業所は、請求期間①当時の資料は保管しておらず、請求者の勤務実態、厚生年金保険の届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について不明である旨回答している上、請求者は、A事業所の同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、請求者の請求期間①における勤務実態等を確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間①のA事業所における厚生年金保険被保険者について、請求者の氏名は見当たらず整理番号に欠番もない上、雇用保険の記録について、G労働局は、請求期間①において、A事業所における請求者の雇用保険の加入記録は確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②、③及び④について、オンライン記録及び事業所名簿検索システムでは、請求者が主張するC社、D社及びE社に該当する厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、請求者が記憶する当該各事業所の所在地を管轄する法務局に照会したが、当該各事業所に係る商業登記の記録は見当たらない。

また、請求者は、C社、D社及びE社の事業主及び同僚について氏名を記憶しておらず、これらの者から請求者の請求期間②、③及び④における勤務実態等を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②、③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800359号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800089号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、請求者のC事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年6月頃から昭和41年12月頃まで  
② 昭和42年1月頃から昭和45年3月頃まで  
③ 昭和45年5月頃から昭和47年3月頃まで

昭和39年6月頃から昭和41年12月頃までの請求期間①はA社において、昭和42年1月頃から昭和45年3月頃までの請求期間②はB社において、昭和45年5月から昭和47年3月頃までの請求期間③はC事業所において、それぞれ、配送担当として勤務したが、請求期間①、②及び③のいずれの期間にも、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①、②及び③について、いずれの期間も厚生年金保険に加入していたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、当該期間に、配送担当として、A社に勤務したと陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和46年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は所在が不明のため、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主に確認することができない。

また、A社の社会保険事務担当者であったとする者は、請求者の資格取得及び資格喪失に係る届出は行っていない、また、厚生年金保険に加入していない者の給与から同保険料を控除することはなかった旨陳述している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において請求期間①に同社における被保険者記録があり、かつ所在の判明した者に照会し、複数の者から回答及び陳述を得たが、当該回答等からは、請求者が厚生年金保険に加入していた事情はうかがえなかった。

加えて、D市の回答によると、請求期間①において、請求者は国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 請求期間②について、請求者は、当該期間に、配送担当として、B社に勤務したと陳述し

ている。

しかしながら、オンライン記録及び商業登記の記録によると、B社は、名称をE社に変更した後、平成26年11月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年12月に破産手続を開始しているところ、破産手続開始時の事業主は、請求期間②当時の資料は何も残っておらず、当時の事業主も既に死亡しており、請求者の勤務状況等は分からない旨陳述及び回答していることから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業主に確認することができない。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿において同社における被保険者記録があり、かつ所在の判明した複数の者に照会したが、請求者の勤務実態等に係る具体的な回答を得られず、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、これらの者から確認することができない。

さらに、オンライン記録において、B社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、請求期間のうち昭和43年6月1日以降の期間であり、当該期間以外に同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求者に係る被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、D市の回答によると、請求期間②において、請求者は国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 請求期間③について、請求者は、当該期間に、配送担当として、C事業所に勤務したと陳述している。

しかしながら、C事業所の事業主の親族であるとする者は、請求者が陳述する場所にC事業所が所在していたと陳述しているものの、オンライン記録において、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、同事業所の事業主は死亡しているため、請求期間③における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業主等に確認することができない。

また、請求者は、C事業所の従業員は自身のみであった旨陳述しているところ、前述の事業主の親族であるとする者は、C事業所は事業主のほか従業員が一人の小規模な個人事業所であった旨陳述しており、請求期間③当時、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていなかったことがうかがえる。

さらに、D市の回答によると、請求期間③において、請求者は国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。